

平成 2 6 年 度

財 政 健 全 化 判 断 比 率 等 審 査 意 見 書

平成 2 7 年 8 月

八 王 子 市 監 査 委 員



27八監収第35号

平成27年8月21日

八王子市長

石森孝志 殿

八王子市監査委員 白柳和義

同 矢野和利

同 水野 淳

同 鈴木勇次

平成26年度八王子市財政健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成26年度八王子市財政健全化判断比率及び八王子市下水道事業特別会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり意見を提出します。

平成26年度八王子市財政健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の対象

- 1 平成26年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 平成26年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

この健全化判断比率審査及び下水道事業特別会計資金不足比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に計算されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかなどを主眼として実施した。

第3 審査の期間

平成27年7月8日から同年8月19日まで

第4 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及び下水道事業特別会計資金不足比率は適正に算出されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても、適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	26年度	25年度	24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30
実質公債費比率	-0.3	0.0	0.5	25	35
将来負担比率	4.8	11.1	12.9	350	

(注) 1 上記表中の「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表している。

- 2 早期健全化基準及び財政再生基準は、この数値を超えた場合に、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(単位 %)

資金不足比率	26年度	25年度	24年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計資金不足比率	—	—	—	20

(注) 1 上記表中の「—」は、資金不足額がないことを表している。

- 2 経営健全化基準は、この数値を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

1 意見

健全化判断比率の4つの指標については早期健全化基準を、同じく下水道事業特別会計の資金不足比率については経営健全化基準をいずれも下回っていた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、対象となる全ての会計において、実質赤字額と連結実質赤字額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

実質公債費比率については、特定財源は減少したものの、主に市債の元利償還金が減少したことにより、単年度では前年度の数値を0.9ポイント下回った。

これにより、3か年平均では前年度の数値に比べて0.3ポイント下回った。

将来負担比率については、主に一般会計等の決算年度末における市債現在高が、臨時財政対策債の発行により増加したものの、下水道事業特別会計及び駐車場事業特別会計への繰出見込額が減少したこと、また、退職手当支給率の減等による退職手当負担見込額が減少したことにより、前年度の数値を6.3ポイント下回った。

資金不足比率については、該当する下水道事業特別会計に資金不足額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

以上、各比率の審査を行った結果、実質公債費比率及び将来負担比率において、前年度より数値が改善したことは評価できる。

なお、市全体としての市債の現在高は毎年度縮減されてきているが、今後、歳出においては、公共施設等の維持・更新、長寿命化等の施設マネジメントにかかる経費や、子どもや高齢者を中心とした医療や福祉施策等の社会保障関連経費等の増加も見込まれることから、引き続き、財政の健全化に取り組まれない。

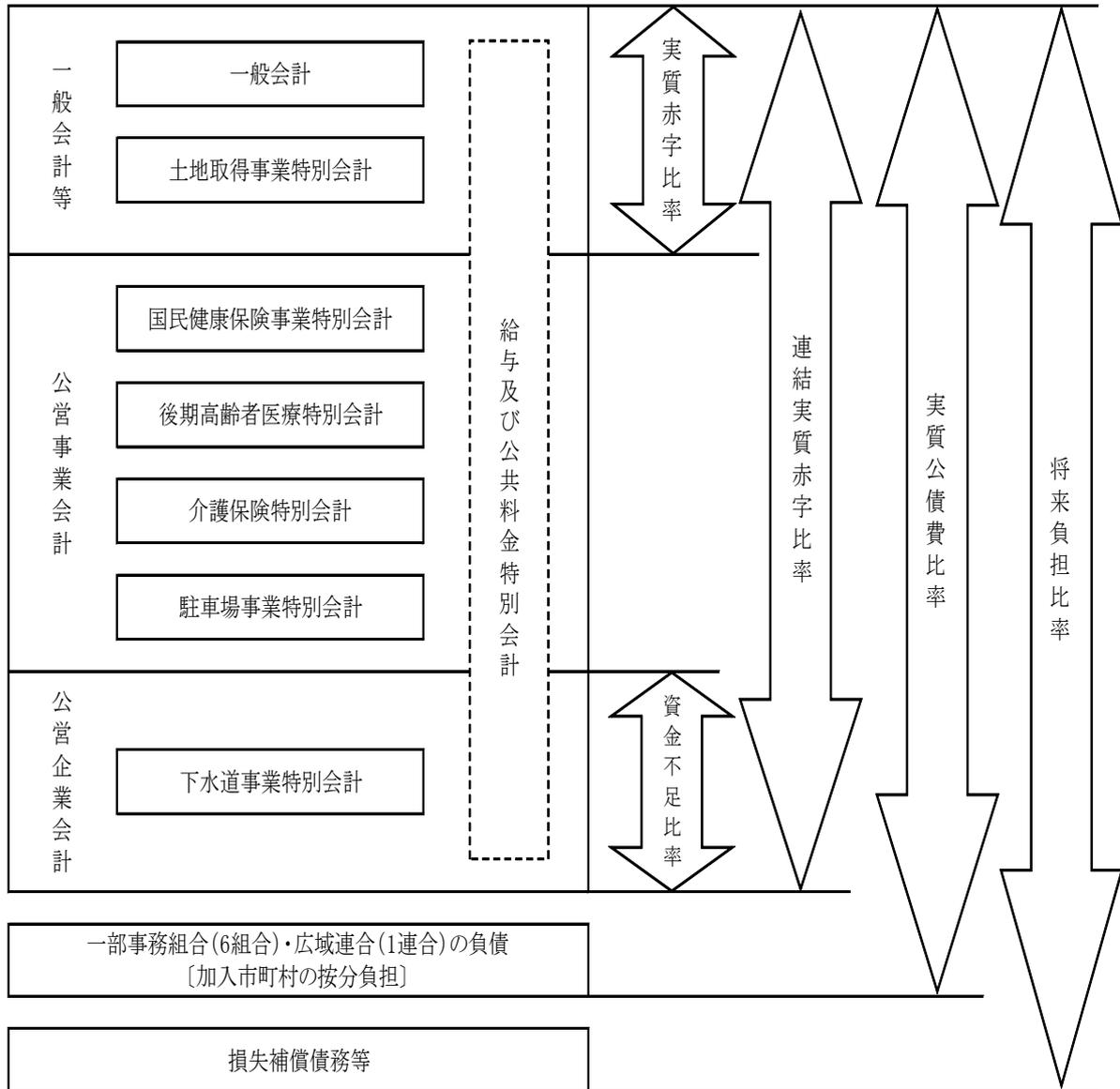
本年4月1日、本市は東京都初の「中核市」へ移行したところであり、更なる行財政改革の推進に努め、引き続き多摩地域のリーディングシティとして、長期的に自立・安定した、持続可能な財政運営を維持されるよう要望する。

2 健全化判断比率の算定

(1) 健全化判断比率等の対象会計について

健全化判断比率等の対象会計は第1表のとおりである。

第1表 (健全化判断比率等の対象とする会計)



(2) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等(一般会計及び土地取得事業特別会計)を対象とし、その繰上充用額(歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額)と支払繰延額(実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額)及び事業繰越額(実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額)の和である実質赤字額が、地方公共団体の標準的に収入し得る経常的一般財源の規模を示す標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{[0] \times 1 + ([0] \times 2 + [0] \times 3 + [0] \times 4)}{[104,234,770] \times 5} \times 100\%$$

※1	計算結果が0%以下のときは－%
※2 繰上充用額	歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額
※3 支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
※4 事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
※5 標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示したものの。普通交付税の算定に用いる市税収入額、地方譲与税及び利子割などの各種交付金に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額

26年度の一般会計等の各会計において、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額がないので、実質赤字額は発生しない。このため実質赤字比率は算定されなかった。

なお、各会計の実質収支額の状況は、第2表のとおりである。また、標準財政規模の額は、第3表のとおりである。

第2表 (一般会計等における実質収支額)

(単位 千円)

区 分		年 度		
		26	25	24
一般会計等	一 般 会 計	1,892,115	4,677,036	3,244,833
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	合 計	1,892,115	4,677,036	3,244,833

第3表 (標準財政規模の額)

(単位 千円)

区 分		年 度		
		26	25	24
標準税収入額等		92,710,454	91,167,702	89,329,809
普通交付税額		4,310,984	4,964,319	5,959,077
臨時財政対策債発行可能額		7,213,332	7,934,921	8,030,270
合計(標準財政規模の額)		104,234,770	104,066,942	103,319,156

標準税収入額等には、市税収入額、地方譲与税及び利子割等各種交付金が含まれる。

(3) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とし、実質赤字額の合計と資金不足額の合計の和から、実質黒字額の合計と資金剰余額の合計の和を控除した連結実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\left[\begin{array}{cc} [0] & [0] \\ \text{実質赤字を} & \text{資金不足を} \\ \text{生じた会計の} & \text{生じた公営} \\ \text{実質赤字の} & \text{企業会計の} \\ \text{合計額} & \text{資金不足額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{cc} [3,343,379] & [79,318] \\ \text{実質黒字を} & \text{資金剰余を} \\ \text{生じた会計の} & \text{生じた公営} \\ \text{実質黒字の} & \text{企業会計の} \\ \text{合計額} & \text{資金剰余額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模}} \\ \text{[-\%]} \quad \text{※1} \quad [104,234,770]$$

26年度の全会計の実質収支額及び資金不足・剰余額は第4表のとおりであり、全会計において、実質赤字額又は資金不足額が生じていないため、連結実質赤字額は発生しない。

このため、連結実質赤字比率は算定されなかった。

第4表（全会計における実質収支額及び資金不足・剰余額）

（単位 千円）

区 分		年 度		
		26	25	24
一般会計等	一 般 会 計	1,892,115	4,677,036	3,244,833
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	小計 A	1,892,115	4,677,036	3,244,833
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	932,827	989,704	1,251,548
	後期高齢者医療特別会計	40,347	20,180	15,045
	介護保険特別会計	478,090	561,762	345,021
	駐車場事業特別会計	0	0	0
	給与及び公共料金特別会計	0	0	0
	小計 B	1,451,264	1,571,646	1,611,614
中計 A + B		3,343,379	6,248,682	4,856,447
公営企業会計	下水道事業特別会計	79,318	65,694	20,011
小計 C		79,318	65,694	20,011
合計 A + B + C		3,422,697	6,314,376	4,876,458

(4) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が1会計年度に負担した元利償還金(一般会計等の市債の元利償還額)及び準元利償還金(特別会計への繰出金や公債費に準ずる債務負担行為)の標準財政規模に対する割合の3か年平均を示すものである。単年度の算定式は次のとおりとなる。

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率 (単年度)} &= \frac{\left[\begin{array}{c} [13,232,363] \\ \text{市債の元利償還金} \end{array} + \begin{array}{c} [5,680,319] \\ \text{※6 準元利償還金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} [7,213,536] \\ \text{※7 特定財源} \end{array} + \begin{array}{c} [12,719,225] \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模} \\ [104,234,770] \end{array} - \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \\ [12,719,225] \end{array}} \\
 [-1.11465\%] & \\
 \end{aligned}$$

また、3か年平均の算出方法は、各年度ごとに四捨五入をせず、計算結果をそのまま3か年分合算した上で3で除し小数点第1位未満を切捨てる。算定式は次のとおりとなる。

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率 (3か年平均)} &= \frac{\begin{array}{c} [0.11420\%] \\ \text{24年度 実質公債費比率} \end{array} + \begin{array}{c} [-0.17423\%] \\ \text{25年度 実質公債費比率} \end{array} + \begin{array}{c} [-1.11465\%] \\ \text{26年度 実質公債費比率} \end{array}}{3} \\
 [-0.3\%] & \\
 \end{aligned}$$

※6 準元利償還金	①満期一括償還市債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
	②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、市債の償還の財源に充当されたと認められるもの
	③一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充当されたと認められるもの
	④大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払いのため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	⑤一時借入金の利子
※7 特定財源	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当された市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当された都市計画税
	⑤その他の特定財源

※8 3か年平均	3か年平均の算出方法は、各年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年加え、3か年で除し、小数第1位未満を切捨てる。
----------	---

実質公債費比率の内訳は第5表のとおりとなる。

第5表 (実質公債費比率の内訳)

(単位 千円)

区 分		26年度	25年度	24年度
市債の 元利償還金 A	公債費	13,232,363	13,994,861	14,621,810
※6 準元利償還金 B	① 満期一括償還に係る公債費	0	0	0
	② 特別会計への繰出金 (下水道と駐車場の公債費充当分)	4,178,595	4,213,469	4,181,149
	③ 一部事務組合負担金 (東京たま広域資源循環組合、多摩 ニュータウン環境組合、南多摩斎場組 合の公債費負担分)	520,674	522,366	596,931
	④ 公債費に準ずる債務負担行為 (ニュータウン学校施設取得・総合体 育館整備)	980,735	967,407	993,994
	⑤ 一時借入金利子 (起債前貸しに伴う利子)	315	3,988	2,627
	準元利償還金 計		5,680,319	5,707,230
※7 特定財源 C	① 国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連公益施 設整備費償還費補助金)	1,487,403	1,688,495	1,688,793
	② 貸付金償還金	0	0	0
	③ 市営住宅使用料	138,668	136,284	172,868
	④ 都市計画税	5,587,465	5,605,464	5,746,341
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
	特定財源 計		7,213,536	7,430,243
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 D		12,719,225	12,431,500	12,685,003
標準財政規模 E		104,234,770	104,066,942	103,319,156
実質公債費比率(単年度) F { (A+B) - (C+D) } / (E-D) × 100		-1.11465%	-0.17423%	0.11420%
実質公債費比率(3か年平均) ※8		-0.3%	0.0%	0.5%

注 区分欄の()は、本市の26年度決算内容

(5) 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\begin{array}{r}
 \text{将来負担比率} \\
 [4.8\%]
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{r}
 [207,470,250] \\
 \text{※9} \\
 \text{将来負担額}
 \end{array}
 - \left[
 \begin{array}{r}
 \text{充} \\
 \text{当} \\
 \text{可} \\
 \text{能} \\
 \text{基} \\
 \text{金} \\
 \text{額} \\
 \text{※10} \\
 + \\
 \text{特} \\
 \text{定} \\
 \text{財} \\
 \text{源} \\
 \text{見} \\
 \text{込} \\
 \text{額} \\
 \text{※11} \\
 + \\
 \text{市} \\
 \text{債} \\
 \text{現} \\
 \text{在} \\
 \text{高} \\
 \text{等} \\
 \text{に} \\
 \text{係} \\
 \text{る} \\
 \text{基} \\
 \text{準} \\
 \text{財} \\
 \text{政} \\
 \text{需} \\
 \text{要} \\
 \text{額} \\
 \text{算} \\
 \text{入} \\
 \text{見} \\
 \text{込} \\
 \text{額} \\
 \text{※11}
 \end{array}
 \right]
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{標準財政規模} \\
 [104,234,770]
 \end{array}
 - \begin{array}{r}
 \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\
 \text{基準財政需要額算入額} \\
 [12,719,225]
 \end{array}
 }$$

※9 将来負担額	①一般会計等の当該決算年度末における市債現在高
	②大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払のため設定した債務負担行為等に基づく支出予定額
	③一般会計等以外の会計の市債の元金償還に充当する一般会計等の負担見込額
	④一部事務組合等の地方債の元金償還に係る負担見込額
	⑤退職手当支給予定額のうち、一般会計等負担見込額
	⑥損失補償等による負担見込額
	⑦連結実質赤字額
	⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
※10 充 当 可 能 基 金 額	地方自治法第241条に定める基金（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第14条の規定に基づくもの）
※11 特 定 財 源 見 込 額	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元金償還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当される市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当される都市計画税
	⑤その他の特定財源

将来負担比率の内訳は第6表のとおりとなる。

第6表 (将来負担比率の内訳)

(単位 千円)

区	分	26年度	25年度	増減
※9 将来負担額 A	① 一般会計等市債現在高	129,661,673	128,789,261	872,412
	② 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額(ニュータウン学校施設取得・総合体育館整備)	12,967,594	14,598,748	△ 1,631,154
	③ 特別会計への繰出見込額(下水道と駐車場の償還見込額)	37,402,945	39,867,749	△ 2,464,804
	④ 一部事務組合等負担見込額(東京たま広域資源循環組合、多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合の償還見込額)	1,429,869	1,783,431	△ 353,562
	⑤ 退職手当負担見込額(2,651人分)	26,008,169	29,066,560	△ 3,058,391
	⑥ 損失補償等による負担見込額	0	0	0
	⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
	⑧ 一部事務組合等連結実質赤字額	0	0	0
		将来負担額 計	207,470,250	214,105,749
充 当 可 能 基 金 額 B ※10	財政調整基金、減債基金等	21,054,922	18,270,883	2,784,039
※11 特定財源 見込額 C	① 国都支出金(東京都多摩ニュータウン関連公益施設整備費償還費補助金)	11,392,299	13,153,771	△ 1,761,472
	② 貸付金償還金(多摩都市モノレール貸付金償還金)	68,279	68,279	0
	③ 市営住宅使用料	1,282,714	1,211,838	70,876
	④ 都市計画税	37,936,819	37,730,687	206,132
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
		特定財源見込額 計	50,680,111	52,164,575
市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 D		131,278,783	133,432,847	△ 2,154,064
標準財政規模 E		104,234,770	104,066,942	167,828
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F		12,719,225	12,431,500	287,725
将来負担比率 $\{ A - (B + C + D) \} / (E - F) \times 100$		4.8%	11.1%	△6.3ポイント

注 区分欄の()は、本市の26年度決算内容

3 資金不足比率の算定

資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額が、それぞれの事業の規模に対してどの程度あるかを示すものであり、本市においては下水道事業特別会計がこれに該当する。また、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\begin{matrix} [0] \\ \text{※12} \\ \text{資金の不足額} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{事業の規模} \\ [8,824,630] \\ \text{※14} \end{matrix}}$$

[-%] ※1

※12 資金の不足額	(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充当するために起こした市債現在高)－解消可能資金不足額 ※13
※13 解消可能資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
※14 事業の規模	営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

下水道事業特別会計においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されなかった。

<参考資料> 平成26年度健全化判断比率と資金不足比率一覧

1. 東京26市

(単位 %)

市名	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
八王子	—	—	-0.3	4.8	—
立川	—	—	2.5	—	—
武蔵野	—	—	-1.3	—	—
三鷹	—	—	3.7	29.5	—
青梅	—	—	1.8	—	—
府中	—	—	3.8	—	—
昭島	—	—	1.2	—	—
調布	—	—	2.3	3.9	—
町田	—	—	-2.0	—	—
小金井	—	—	3.2	35.7	—
小平	—	—	2.1	—	—
日野	—	—	0.0	11.8	—
東村山	—	—	3.9	18.8	—
国分寺	—	—	1.0	—	—
国立	—	—	-0.8	—	—
福生	—	—	-0.6	—	—
狛江	—	—	4.6	43.7	—
東大和	—	—	-1.2	—	—
清瀬	—	—	4.5	37.8	—
東久留米	—	—	2.6	14.1	—
武蔵村山	—	—	-0.1	—	—
多摩	—	—	-0.4	—	—
稲城	—	—	1.8	27.3	—
羽村	—	—	1.4	—	—
あきる野	—	—	7.0	66.3	—
西東京	—	—	0.1	19.4	—

2. 首都圏の類似団体3市(人口40万人以上)及び中核市7市

(単位 %)

市名	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
類似団体	市川	—	—	0.7	—
	松戸	—	—	0.8	—
	藤沢	—	—	2.7	11.3
中核市	宇都宮	—	—	5.6	4.5
	前橋	—	—	8.0	67.9
	高崎	—	—	7.0	35.5
	川越	—	—	6.7	68.9
	船橋	—	—	-0.1	—
	柏	—	—	5.9	16.7
横須賀	—	—	6.3	62.3	

(注) 1 数値は、平成27年8月19日現在で確認できた数値を用いた。

2 類似団体とは、全国の市町村を国勢調査に基づいた人口と産業構造により細分化して、同じ類型に分類された団体。

八王子市・・・市町村類型 IV-1